

○長野県警察国民保護計画の制定について

令和 8 年 2 月 20 日
例規第 6 号県警察本部長

各部長
各所属長

次のとおり長野県警察国民保護計画を制定し、令和 8 年 4 月 1 日から実施することとしたので、遺漏のないようにされたい。

長野県警察国民保護計画

目次

- 第 1 章 総則（第 1—第 3）
- 第 2 章 平素からの備え（第 4—第 8）
- 第 3 章 武力攻撃事態等への対処（第 9—第 11）
- 第 4 章 国民保護措置（第 12—第 23）
- 第 5 章 配慮すべき事項（第 24—第 31）
- 第 6 章 緊急対処保護措置（第 32）
- 第 7 章 雑則（第 33）

第 1 章 総則

第 1 目的

この計画は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 2 条第 3 項に規定する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び第 172 条第 1 項に規定する緊急対処保護措置（以下「緊急対処保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

第 2 基本方針

警察各部門が相互の連絡を密にして一体的な活動を行うとともに、関係機関との調整を図るなど総合的な国民保護措置及び緊急対処保護措置を推進することにより、国民の生命、身体及び財産を保護し、治安維持の万全を期すことを基本とする。

第 3 用語の意義

この計画において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- （1）武力攻撃 我が国に対する着上陸侵攻、ゲリラ及び特殊部隊による攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空攻撃等の外部からの武力攻撃をいう。
- （2）武力攻撃事態 武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。
- （3）武力攻撃予測事態 武力攻撃事態には至ってはいないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。
- （4）武力攻撃事態等 武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。

- (5) 対処基本方針 武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針をいう。
- (6) 国民保護措置 対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、次に掲げる国や地方公共団体等が法律の規定に基づいて実施する措置その他武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は当該行為が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置をいう。
- ア 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置
 - イ 施設及び設備の応急の復旧に関する措置
 - ウ 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
 - エ 輸送及び通信に関する措置
 - オ 国民の生活の安定に関する措置
 - カ 被害の復旧に関する措置
- (7) 緊急対処事態 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認めるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要な事態をいい、おおむね次に掲げるものをいう。
- ア 攻撃対象施設等による分類
 - (ア) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
 - (イ) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
 - イ 攻撃手段による分類
 - (ア) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
 - (イ) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
- (8) 緊急対処保護措置 武力攻撃事態及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 22 条に規定する緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、国や地方公共団体等が国民保護措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。
- (9) 武力攻撃災害 武力攻撃により直接又は間接的に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
- (10) 生活関連等施設 発電所、浄水施設等の国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ、周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設のいずれかに該当する施設で、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成 16 年政令第 275 号）第 27 条に規定するものをいう。

第2章 平素からの備え

第4 体制の整備

1 連絡・招集体制の整備

長野県警察本部長（以下「本部長」という。）、警察本部所属長及び警察署長（以下「所属長」という。）は、武力攻撃事態等における警察職員の招集・参集基準、連絡手段

の確保、招集・参集途上での情報収集等警察職員の招集・参集に係る必要な事項の整備を
するとともに、随時見直しを図るものとする。

2 装備資機材等の整備等

- (1) 長野県警察先遣隊の編成及び運用に関する訓令（平成2年長野県警察本部訓令第7号）の規定に基づく長野県警察先遣隊並びに長野県警察災害派遣隊の編成及び運用に関する訓令（平成24年長野県警察本部訓令第10号）の規定に基づく長野県警察災害派遣隊に係る警察本部の所属長及び警察署長（以下「関係所属長」という。）は、国民保護措置の実施に必要な装備資機材の整備を図るとともに、警察署等の警察施設は武力攻撃事態等発生時において応急対策の拠点となるという重要性を考慮した上で、整備及び点検を行うものとする。
- (2) 関係所属長は、物資の供給が相当困難となる場合を想定し、食料、飲料水等の適切な備蓄及び調達体制の整備、交替要員の確保、自家発電設備及び仮眠設備の整備等を図るものとする。
- (3) 関係所属長は、武力攻撃災害発生時においても通信が途絶することがないように、非常用電源を確保するなど非常通信体制の整備を図るとともに、その定期点検を行うものとする。
- (4) 関係所属長は、法第44条第1項に規定する警報（以下「警報」という。）及び法第99条第1項に規定する武力攻撃災害緊急通報（以下「緊急通報」という。）の内容を迅速かつ確実に伝達できるよう、各種通信手段の活用のための体制及び設備の整備に努めるものとする。
- (5) 関係所属長は、自らの管理する施設及び設備について、被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、あらかじめ必要な体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- (6) 関係所属長は、武力攻撃災害の発生により警察情報システムに支障を来した場合において、速やかに当該システムの機能を回復させるため、システム構成の二重化及び重要データのバックアップを実施するものとする。
- (7) 関係所属長は、機動的な情報収集活動を行うことができるよう、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を図るものとする。

第5 関係機関との連携体制の整備

1 関係機関との連携体制

- (1) 関係所属長は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、県、市町村等の関係機関との連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 関係所属長は、武力攻撃事態等において予想される広域にわたる避難、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）等による災害に対応するための物資及び資機材の提供等について関係機関との連携体制の整備に努めるものとする。

2 自衛隊との連携

関係所属長は、自衛隊施設の周辺地域における住民の避難については、自衛隊の車両等の移動のための経路を確保する必要があることに配慮し、自衛隊と連携を図るものとする。

3 応援体制の整備

(1) 隣接する県警察との連携体制の整備

本部長は、広域にわたる避難、NBC攻撃等による災害に対応するため、隣接する県警察との広域的な連携体制の整備に努めるものとする。

(2) 警察災害派遣隊等の充実及び強化

関係所属長は、警察災害派遣隊等の体制及び装備資機材の充実に努めるとともに、武力攻撃事態等において迅速な活動ができるよう、訓練を反復実施するものとする。

4 生活関連等施設管理者等との連携

(1) 本部長は、長野県知事（以下「知事」という。）及び生活関連等施設の管理者から法第102条第4項に規定する支援の求めがある場合又は生活関連等施設の周辺の状況、治安情勢等を勘案して必要があると認める場合は、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うものとする。

(2) 本部長は、知事と協力し、管轄区域内に所在する生活関連等施設の名称及び所在地等について把握した上で、生活関連等施設の管理者に対する安全確保の留意点を周知し、併せて施設の管理者との連絡網の整備に努めるものとする。

第6 避難に関する備え

1 避難実施要領の基礎パターン作成に伴う市町村との意見交換

警察署長は、市町村長が法第61条第1項の規定により定める避難実施要領についてあらかじめ基礎となるパターンを作成するに当たっては、緊密な意見交換を行うものとする。

2 交通の確保に関する備え

(1) 関係所属長は、武力攻撃事態等による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急交通路を確保するための交通規制計画を策定するものとする。

(2) 関係所属長は、警察庁等と連携し、武力攻撃事態等における広域的な交通管理のための体制を整備するものとする。

(3) 関係所属長は、武力攻撃事態等において道路管理者と連携し、交通規制状況等の情報を道路利用者に対し適切に提供できるようにしておくものとする。

(4) 関係所属長は、武力攻撃事態等における避難住民及び緊急物資の運送のため確保すべき道路についてあらかじめ把握するものとする。

(5) 関係所属長は、武力攻撃事態等において交通規制が行われた場合における車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

(6) 関係所属長は、武力攻撃事態等において長野県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行う緊急通行車両（法第155条第1項に規定する緊急通行車両をいう。以下同じ。）に係る確認について、その手続を定めるとともに、確認、事前届出制度の整備を図るものとする。

第7 被災情報等の収集及び提供に関する備え

関係所属長は、武力攻撃災害が警察の情報収集及び連絡体制に重大な影響を及ぼす事態に備え、消防機関等の関係機関との連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達経路の多重化、情報交換のための連絡体制の明確化等に努めるものとする。

第8 教養訓練

- 1 所属長は、武力攻撃事態等を想定した招集・参集訓練及び県、市町村、消防機関、自衛隊等関係機関との共同訓練を実施するものとする。この場合において、必要に応じ交通規制を行う。
- 2 所属長は、警察職員に対して、部内の情報連絡要領や関係機関からの情報収集等武力攻撃事態等における活動手順について教養を行うものとする。
- 3 関係所属長は、武力攻撃災害の発生に備え、県、市町村、消防機関等と連携し、武力攻撃事態等を想定した通信訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第9 公安委員会への報告等

1 警報等の報告

本部長は、警報及び法第52条第2項に規定する避難措置の指示（以下「避難措置の指示」という。）並びに緊急通報の発令の通知を受けた場合又は武力攻撃事態等に至った場合は、公安委員会に報告するとともに、長野県公安委員会委員長に対して、長野県公安委員会運営規則（昭和29年長野県公安委員会規則第1号）第3条第2項に規定する臨時会議の召集を要求するものとする。

2 公安委員会からの指示

本部長は、1の規定により開催された臨時会議において、次に掲げる公安委員会に係る措置等について指示を受けるものとする。

- (1) 法第102条第5項又は第8項の規定による生活関連等施設の敷地及びその周辺の区域における立入制限区域の指定又はその範囲の変更
- (2) 法第155条第1項の規定による緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限
- (3) 法第155条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の5の規定に基づく国家公安委員会から広域的な見地から通行禁止等に関する指示がなされた場合の措置
- (4) 被害が大規模な場合における警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定による援助の要求

3 国民保護措置実施状況等の報告

本部長は、公安委員会に対して、国民保護措置の実施状況、被災情報等について、適時かつ適切に報告するよう努めるものとする。

第10 活動体制

1 長野県警察事態対策室等の設置

(1) 長野県警察対策室

警備部長は、武力攻撃事態等に関して、国際情勢等に鑑みて、情報収集等の対応が必要であると認める場合は、必要な職員を招集し、速やかに警察本部に長野県警察対策室（以下「県警対策室」という。）を設置し、情報収集等に当たるものとする。

(2) 警察署対策室

警察署長は、(1)の規定により県警対策室が設置された場合は、警備課に警察署対策室を設置し、情報収集等に当たるものとする。

2 長野県警察事態対策本部等の設置

(1) 長野県警察対策本部

本部長は、武力攻撃事態等に至った場合は、緊急事態等における初動措置に関する要綱の制定について（令和 7 年 3 月 27 日例規第 9 号）に基づき、警察本部に長野県警察対策本部（以下「県警対策本部」という。）を設置し、国民保護措置に当たるものとする。

なお、県警対策本部の編成及び任務は、別に定める。

(2) 警察署対策本部

警察署長は、(1)の規定により県警対策本部が設置された場合は、警察署に警察署長を長とする警察署対策本部（以下「署対策本部」という。）を設置し、国民保護措置に当たるものとする。

なお、署対策本部の編成及び任務は、県警対策本部に準じて警察署長が定めるものとする。

3 現地事態対策本部の設置

県警対策本部の長（以下「県警対策本部長」という。）は、必要があると認める場合は、事案が発生した現地の適切な場所に、現地対策本部を設置するものとする。

第 11 県及び市町村との連携

- 1 県警対策本部長は、知事が警戒・対策本部、警戒連絡会議（以下「警戒・対策本部等」という。）を設置した場合は、状況に応じて要員を派遣するとともに、情報の共有や活動内容に関する連絡及び調整を行うものとする。
- 2 本部長は、知事により法第 27 条第 1 項に規定する長野県国民保護対策本部（以下「県対策本部」という。）が設置され、対策本部員による会議が開催される場合は、当該会議に出席するものとする。ただし、事案の状況により本部長の出席が困難な場合は、本部長が指定する者が出席するものとする。
- 3 県警対策本部長は、県対策本部の長（以下「県対策本部長」という。）から県が設置する現地対策本部への要員の派遣を要請された場合に要員を派遣し、関係機関との連絡及び調整を行うものとする。
- 4 県警対策本部長は、市町村長が現場における情報の共有や活動内容に関する調整を行うための現地調整所を設置した場合には、当該調整所に要員を派遣し、必要な連絡及び調整を行うものとする。
- 5 署対策本部の長（以下「署対策本部長」という。）は、市町村長が法第 27 条第 1 項に規定する市町村国民保護対策本部を設置したときは、要員を派遣し、情報の共有や活動内容に関する連絡及び調整を行うものとする。

第 4 章 国民保護措置

第 12 警察庁長官の指揮監督等

本部長は、武力攻撃事態等に至った場合において、避難住民の誘導、生活関連等施設の安全確保その他長野県警察が実施する国民保護措置に関して、警察庁長官からの指揮監督を受けたとき及び警察法第 71 条に規定する緊急事態の布告が発せられたときは、警察庁長官の命令及び指揮を受け、必要な措置を講ずるものとする。

第 13 警報等に係る措置

- 1 本部長は、武力攻撃の兆候等に係る情報を入手した場合は、直ちに警察庁に報告するとともに、知事に通知するものとする。

なお、警察署長が武力攻撃の兆候等に係る情報を入手した場合には、本部長へ即報するとともに、関係市町村長に通知するものとする。

- 2 本部長は、警察庁から警報の通知を受けた場合（警報の解除について通知を受けた場合を含む。）は、その内容を所属長に伝達するものとする。この場合において、警報の通知を受けた警察署長は、関係市町村と協力し、交番、駐在所等を指揮して拡声機や標示等を活用し、住民に対して警報の内容を的確かつ迅速に伝達するよう努めるものとする。
- 3 知事から緊急通報の発令の通知を受けた場合は、2の規定を準用する。この場合において、警察署長は伝達結果を県警対策本部に報告するものとし、県警対策本部にあっては当該内容を警察庁に速やかに報告するものとする。

第14 住民の避難

- 1 県警対策本部長は、警察庁から避難措置の指示の通知を受けた場合（避難措置の指示の解除についての通知を受けた場合を含む。）は、第13の2の規定を準用する。
- 2 県警対策本部長は、知事から法第54条第2項に規定する避難の指示（以下「避難の指示」という。）の通知を受けた場合は、第13の3の規定を準用する。
- 3 県警対策本部長は、病院、障害者福祉施設等の自ら避難することが困難な者が滞在している施設において、施設の管理者、県及び市町村だけでは十分な輸送手段を確保することができない場合は、ヘリコプター等による輸送支援を行うものとする。
- 4 県警対策本部長は、国の対策本部長が武力攻撃事態等における特定公共施設等利用に関する法律（平成16年法律第114号。以下「特定公共施設利用法」という。）の規定に基づき、飛行場施設、道路等の利用に関する指針を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。
- 5 県警対策本部長は、知事が避難の指示を行うに当たり、地理的条件や地域の交通事情などを勘案して自家用車等を交通手段として示す場合は、必要な意見を述べるものとする。
- 6 署対策本部長は、市町村長があらかじめ作成した避難実施要領の基礎となるパターンを参考にして避難実施要領を定めるに当たり、必要な意見を述べるものとする。
- 7 関係所属長は、避難実施要領に沿って避難住民の誘導が円滑に行われるよう、交通規制、秩序の維持、ヘリコプターテレビシステム等による情報収集など必要な措置を講ずるものとする。
- 8 関係所属長は、避難住民の誘導を行う場合は、県、市町村、消防機関、自衛隊等との間で適切な役割分担を行うとともに、交通規制等による避難経路の確保及び秩序ある避難の実施を行うものとする。
- 9 関係所属長は、法第52条第2項第1号に規定する要避難地域及び同項第2号に規定する避難先地域において、自主防犯組織等と連携した上でパトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行うとともに、避難所等の定期的な巡回等を行い、住民の安全確保、犯罪の予防等に努めるほか、多数の者が利用する施設の管理者に対して警備の強化を要請するなどして、当該施設の安全の確保に努めるものとする。
- 10 警察官は、避難住民を誘導する場合において、混雑等から生じる危険を未然に防止するため、法第66条第1項の規定により警告又は指示を行うものとする。
- 11 署対策本部長は、武力攻撃事態等において、留置施設の収容者の避難に当たっては、移送先を選定し、十分な護送体制をとった上で、適切に行うものとする。

第 15 被災者の捜索及び救出

- 1 県警対策本部長は、消防機関、自衛隊等と連携した上で、交番、駐在所等の勤務員に被災情報の収集に当たらせるとともに、ヘリコプター、船舶等を活用して被災者の捜索及び救出活動に当たらせるものとする。
なお、被災の状況に応じて、迅速に機動隊等を出動させるものとする。
- 2 県警対策本部長は、医師、看護師等で構成する救護班の緊急輸送又は傷病者の搬送について協力を求められた場合においては、パトカーでの先導、緊急通行車両標章の交付等特段の配慮を行うものとする。
- 3 県警対策本部長は、県、市町村及び医療機関と協力し、遺体の身元確認、遺族等への遺体の引渡し等を行うものとする。

第 16 生活関連等施設の安全確保

- 1 県警対策本部長は、法第 102 条第 2 項の規定により警察庁が生活関連等施設の安全確保のため、当該施設管理者に対して必要な措置を講ずるよう要請を行う場合は、警察庁と連携して必要な情報を随時提供することなどにより、当該施設管理者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 2 県警対策本部長は、法第 102 条第 4 項の規定による生活関連等施設の管理者、指定行政機関の長等からの支援の求めを受けた場合において、指導、助言、警察官の派遣等を行うよう努めるものとする。ただし、県警対策本部長が支援の必要があると認めるときは、支援の求めの有無にかかわらず、当該支援を行うものとする。
- 3 県警対策本部長は、武力攻撃事態等において、速やかに長野県警察の管理に係る生活関連等施設の警備強化等安全確保措置を講ずるものとする。
- 4 県警対策本部長は、警察庁が法第 103 条第 1 項に規定する危険物質等（以下「危険物質等」という。）の占有者、所有者、管理者その他の取扱者に対して、法第 103 条第 2 項の規定による危険物質等の取扱所の警備の強化を求める場合には、警察庁と連携した上で、危険物質等の管理者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 5 県警対策本部長は、公安委員会が法第 102 条第 5 項及び第 8 項の規定により立入制限区域を指定し、又はその範囲を変更した場合は、施設管理者への通知を行うとともに、報道発表等により、その旨を住民に周知するものとする。
- 6 警察官は、5 の規定により立入制限区域が指定され、又はその範囲が変更された場合は、可能な限りロープや標示の設置等により、立入制限区域、立入りを制限する期間等を明らかにするよう努めるものとする。

第 17 N B C 攻撃等による災害への対処

- 1 県警対策本部長は、N B C 攻撃等による災害に際し、法第 107 条第 3 項の規定により知事から協力の要請がなされたときは、必要に応じ、放射性物質等により汚染された疑いのある物件の除染又は除去、建物の封鎖等の措置を講ずるものとする。
- 2 県警対策本部長は、N B C 攻撃等による汚染が生じた場合は、防護服の着用、ワクチンの接種、被ばく線量の管理等職員の安全を図るための措置を講じた上で、迅速に避難誘導、救助・救急活動、原因物質・汚染範囲の特定等を行うものとする。

第 18 応急措置等

- 1 署対策本部長は、法第 111 条第 3 項の規定による市町村長又は知事からの武力攻撃災害の拡大を防止するための事前措置要請があった場合は、設備又は物件の占有者等に対し、必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 警察官は、法第 112 条第 7 項の規定により必要と認める地域の住民に対して退避の指示を行う場合及び法第 114 条第 3 項の規定により警戒区域を設定し、当該警戒区域への立入制限等を命ずる場合は、署対策本部長へ報告するとともに、住民への周知、交通規制等の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 署対策本部長は、1 及び 2 に規定する措置を講じた場合は、その旨を直ちに市町村長へ通知するとともに、県警対策本部長へ報告するものとする。

第 19 被災情報等の収集及び提供

- 1 県警対策本部長は、武力攻撃事態等において、ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の情報収集手段を活用して被災情報の収集を行い、警察庁に報告するとともに、県対策本部に連絡するものとする。
- 2 県警対策本部長は、武力攻撃事態等において、法第 94 条第 1 項に規定する安否情報を保有する場合は、当該安否情報を速やかに知事及び市町村長に提供するなどし、情報共有を図るものとする。
- 3 県警対策本部長は、被災情報、事態の推移、国民保護措置の実施状況等について、広報担当者を置き、正確かつ積極的な広報に努めるものとする。
なお、広報内容については、関係機関と必要な調整を行うよう努めるものとする。

第 20 情報通信の確保

関係所属長は、関東管区警察局長野県情報通信部と連絡を密にして、武力攻撃災害発生直後から通信を確保するため、警察通信施設の被災状況を速やかに把握し、修理又は代替措置により機能の回復に努めるものとする。

第 21 武力攻撃事態等における道路交通の管理

- 1 県警対策本部長及び関係所属長は、現場臨場した警察官、関係機関からの情報、交通監視カメラ、車両感知器等の活用により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。
- 2 関係所属長は、避難住民及び緊急物資の運送の経路を確保するため、公安委員会が法第 155 条第 1 項の規定により緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限する場合には、所要の交通規制を行うものとする。この場合において、県内への流入車両を抑制する必要がある場合には、隣接する県警察と協力し、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行うものとする。
- 3 県警対策本部長は、国家公安委員会から公安委員会に対して、広域的な見地から通行禁止等に関する指示（法第 155 条第 2 項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第 76 条の 5 に規定する「指示」をいう。）がなされた場合には、その指示に基づき公安委員会が決定した交通規制を行うものとする。
- 4 県警対策本部長は、武力攻撃事態等において交通規制を行う場合は、必要に応じて、交通情報板、信号機等の交通管制施設を利用するとともに、道路管理者と協力し、直ちに住民に当該交通規制に係る情報を周知するものとする。

なお、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）第 11 条第 1 項に規定する事態対策本部長により特定公共施設利用法の規定に基づき道路の利用指針が定められたときは、それを踏まえ適切に行うものとする。

- 5 警察官は、避難住民及び緊急物資の運送のため必要な場合には、災害対策基本法第 76 条の 3 の規定による放置車両の撤去及び警察車両による先導を行うとともに、必要に応じ、一般車両の運転者等に対し、車両の移動等の措置をとるよう命ずるものとする。この場合において、警察官は、同法第 76 条第 2 項に規定する通行禁止区域等であることを確認しなければならない。

第 22 応急の復旧

県警対策本部長及び関係所属長は、武力攻撃災害発生後できる限り速やかに警察施設及び設備の被害状況を確認し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

第 23 特殊標章等の交付等

本部長は、武力攻撃事態等においては、別に定める事項に従い、警察職員、県警察が実施する国民保護措置に協力する者等に対し、法第 158 条第 1 項に規定する特殊標章及び身分証明書を交付するものとする。

第 5 章 配慮すべき事項

第 24 基本的人権の尊重

国民保護措置の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国民の自由と権利に制限を加える場合は、国民保護措置を実施するため必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に行うものとする。

第 25 国民の権利利益の迅速な救済

- 1 国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、迅速な処理が可能となるよう必要な体制の確保に努めるものとする。
- 2 国民保護措置に伴う損失補償、不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続に関連する文書については、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民の保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合にはその保存期間を延長するなど、適切に保存するとともに、武力攻撃災害による当該文書の紛失、散逸等を防ぐために安全な場所に確実に保管するなど、その保存には特段の配慮を払うものとする。

第 26 国民に対する情報提供

武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施状況、被災情報等について、正確な情報を適時かつ適切に国民へ提供するよう努めるものとする。

第 27 関係機関との連携

- 1 知事、市町村長等から警察に対して、国民保護措置の実施に関して要請があった場合は、要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の措置を講ずるものとする。
- 2 武力攻撃事態等においては、ボランティア団体との連携を図るとともに、その活動が円滑に行われるよう適切な情報提供に努めるものとする。

第 28 国民の協力の確保

国民保護措置の重要性について国民に対する啓発に努めるとともに、国民保護措置についての訓練を行う場合は、住民に対して訓練への参加を要請するなどにより、国民の自発的な協力が得られるよう努めるものとする。

第 29 高齢者、障害者等への配慮

警報、緊急通報等の情報伝達及び避難誘導、法第 75 条第 1 項に規定する救援等において、高齢者、障害者等の特に配慮を要する者の保護に留意するものとする。

第 30 警察職員等の安全の確保

警察職員等による国民保護措置の実施に当たっては、その内容に応じ、警察職員の安全の確保に配慮するものとする。

第 31 県対策本部長の総合調整への対応

国民保護措置に関し、法第 29 条第 1 項に規定する県対策本部長による総合調整が行われた場合には、必要に応じ、所要の措置を的確かつ迅速に実施するよう努めるものとする。

第 6 章 緊急対処保護措置

第 32 緊急対処事態においては、緊急対処保護措置として、第 1 章から第 5 章までの規定を準用するものとする。この場合において、当該事態を終結させるためにその推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧その他の措置については、警察機関が第一義的責任を有していることに留意するものとする。

第 7 章 雑則

第 33 事務担当課

国民保護に関する平素の事務は、警備部警備第二課において行うものとする。